ＰＦＩ手法により整備予定の美祢社会復帰促進センター（仮称）については、構造改革特別区域法の改正により監獄法の特例措置等を講ずべく検討を進められているものと承知しているが、具体的な検討状況（特区法改正案の内容等）及び今後のスケジュールについてご教示願いたい。

【答】

構造改革特区の第５次提案に対する政府の対応方針（本年９月１０日付け構造改革特別区域推進本部決定）を踏まえ，構造改革特別区域法に監獄法の特例として，施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務を一定の要件を満たす民間事業者に委託するための根拠規定を設けるとともに，受託者の守秘義務，みなし公務員規定，監督規定など，事務の円滑かつ適正な実施を確保するための所要の措置を講じることとしている。

なお，今後は，同方針を踏まえ，速やかに構造改革特別区域法の改正法案を国会に提出すべく，関係省庁とも協議しつつ準備を進めているところである。

上記検討過程において、当該センターの業務のうち、民間開放の対象外とされた業務及びその理由につき、ご教示願いたい。

【答】

民間開放の対象外とした業務としては，例えば武器の使用，戒具の使用など実力行使を伴う業務については，受刑者の身体等を直接侵害するものであることから民間委託の対象としなかったものである。

　行刑施設の新設に加え、既存施設についても、可能な限り幅広く民間開放を進めていくことが、増大する管理等業務への効率的な対応、即ち、数に限りのある公務員を特に重要な業務に重点化・シフトさせていく上で極めて重要と考えるが、貴省の見解を伺いたい。
　また、こうした民間開放を進めていく上で、必要と考えられる措置（法的措置を含む）について、貴省の見解をご教示願いたい。

【答】

１．厳しい財政事情や定員事情を踏まえ，過剰収容による職員負担の軽減を図るため，民間委託を積極的に推進する必要があると考えている。

２．また，施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務については，守秘義務，みなし公務員規定，監督規定など，事務の円滑かつ適正な実施を確保するための措置を講じた上で，民間委託の条件が十分備わった場合に限定して民間委託を行い，その評価を踏まえてその拡大を検討すべきと考えている。